

○厚生労働省令第十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和元年六月十三日

厚生労働大臣 根本 匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇六十七 (略)</p> <p>六十八 (略)</p> <p>六十九 N―エチル――(三―メトキシフェニル)シクロヘキサ―アミン及びその塩類</p> <p>七十 (略)</p> <p>七十一〇九十 (略)</p> <p>九十一 (略)</p> <p>九十二 ―(四―シアノブチル)―N―(二―フェニルプロパ―ン―ニール)―H―ピロロ「二・三―b」ピリジン―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>九十三 (略)</p> <p>九十四〇二百八十 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇六十七 (略)</p> <p>六十八 N―エチル―N―「二―(五―メトキシ―H―インドール―三―イル)エチル」プロパン―アミン及びその塩類(新設)</p> <p>六十九 N―エチル――(四―メトキシフェニル)プロパン―ニアミン及びその塩類</p> <p>七十〇八十九 (略)</p> <p>九十一―(四―シアノブチル)―N―(二―フェニルプロパン―ニール)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類(新設)</p> <p>九十二 N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類</p> <p>九十三〇二百七十八 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。